

あきたF・F推進員派遣実施要領

1 目的

地域における男女共同参画の推進的役割を担う、あきたF・F推進員（以下「推進員」という。）を各種セミナー、研修会等の講師等として派遣することにより、推進員への活動の場の提供を図りながら男女共同参画を推進していくことを目的とする。

2 派遣対象

市町村、企業、学校、各種団体等（以下「市町村等」という。）が実施するセミナー、研修会等であって、男女共同参画の推進に資するものを対象とする。

3 派遣申請

推進員の派遣を受けようとする市町村等は、「あきたF・F推進員派遣申請書」（様式第1号）（以下「派遣申請書」という。）を、男女共同参画推進課長に提出する。

4 派遣の範囲

推進員の派遣の範囲は、原則として推進員の居住地を所管する地域振興局の管内とする。

5 派遣の決定

男女共同参画推進課長は、派遣申請書を審査し、適当と認められるときは、市町村等に対して、「あきたF・F推進員派遣決定通知書」（様式第2号）により通知する。

6 完了報告

推進員の派遣によりセミナー等を実施した市町村等は、当該セミナー等の終了後に「あきたF・F推進員派遣完了報告書」（様式第3号）を、男女共同参画推進課長に提出するものとする。

7 派遣経費

当該セミナー等の派遣に係る推進員への謝金及び旅費は、予算の範囲内で、別表に定める区分により必要に応じ県が負担する。ただし、市町村等があらかじめ予算措置をしている場合等を除く。

8 その他

この要領に定めるもののほか、推進員の派遣に関し必要な事項については、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年5月20日から施行する。

この要領は、平成22年3月30日から施行する。

この要領は、平成26年4月16日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

謝金	1時間未満	—
	1時間以上	5,000円
旅費	実費（秋田県旅費支給規則による）	